

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時 00 分 開会

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年2月大治町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番池田耕介議員、2番八神太紀議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

本日、議会運営委員会を開会し、令和7年2月大治町議会臨時会の会期を本日1日限りと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（松本英隆君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号令和6年度大治町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第1号令和6年度大治町一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度大治町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7911万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億6180万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年2月13日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において財政調整基金積立金

を9869万3000円、減債基金積立金を4396万3000円増額し、民生費において、人事院勧告に伴う公定価格の改定のため、施設型教育・保育給付費等委託料を1億2702万5000円増額し、物価高騰の影響を受けながらも児童に対して安定的な給食を提供している保育所等を支援するため、保育所等給食費軽減対策支援補助金として943万8000円計上するものでございます。

歳入におきましては、普通交付税を1億6349万2000円増額し、子どものための教育・保育給付交付金を6459万4000円増額し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）として1889万円計上し、施設型教育・保育給付費等負担金を2410万5000円、施設型教育・保育給付費等補助金を174万6000円増額し、保育所等給食費軽減対策支援金として629万2000円計上するものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。12ページ13ページ、八ツ屋防災コミュニティセンター運営費、砂子東部防災ふれあいセンター運営費、西條防災コミュニティセンター運営費及び16ページ17ページ、学校教育総務事務費、公民館施設管理費、スポーツセンター管理運営費についてお聞きいたします。

これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）充当に伴う財源更正でございます。物価高騰を対応し、重点支援地方創生臨時交付金につきましては、議案説明会にございましたように物価高騰の中で困られている生活者や事業者を支援するためのものでございます。ですから本補正予算の14ページ15ページの保育所等給食費軽減対策支援金これはわかるものでございますが、先ほどの財源更正にかかわる部分に関しては、これは本来困っておられる生活者・事業者、町民の方を支援するのではなく、大治町これを支援するものになっております。もともと一般会計で組んであるのを財源更正することによって一般財源で組んであるものを財源更正することによって一般財源に戻す。本来だったら困っている町民の方を支援しなきゃいけないのが大治町を支援するものになっているということで、そこまで町民の方の対象の事業をやめてまで大治町を支援しなきゃいけない。そこまで、大治町の財政は困窮しているのか困っているのか。そこを1点お聞きしたいと思います。財政逼迫しているんでしょうか、そこまで。

○総務部長（大西英樹君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

まず、議員がおっしゃる公共施設への光熱水費の充当につきましては、本来これは令

和5年度に配分された重点交付金であります。その金額が、説明にもさせていただきましたとおり5738万円ということで、これは後年度に使うということで当時は保育所の給食費、それから学校給食、こういったところに合わせて4000万円程度、4000万強を使ったところでございます。残りの差額につきましては、これは翌年度に充ててもいいということで充てさせていただいておるんですが、これは6年度におきましても当初予算に計上しました保育・学校の給食費の補助がありますのでそういうところに充てさせていただいたということです。

今年度の重点交付金につきましては、国の補正予算が通り次第、年明けてから数字が来たわけですが、こちらについては6900万円ほど来ているんですけども、これ今年度に事業をやろうと思うともう期間が限られておりますので、これを7年度に繰り越してもいいということを国から指示をいただいておりますので、今、議員がおっしゃるような経済対策は7年度に今どういう事業、町民の方にどうやって支援をしていこうかというところを各部局で調整しているところでございますので、また議員の皆様にお話ができる状態になったら報告をさせていただきたいと思います。

また最後に、御質問いただいた財政が逼迫しているのかというような御質問については、我々財政当局といたしましては、コロナ下からずっと財政についてはいろんな指標を注視して緊張感を持ってやっていきたいというふうに心構えておるところでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他に。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

今るる説明いただいたんですが、令和6年度に充てる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。ですから、もう一般財源でやったものを一般財源で充てる必要はない。新たに令和6年度で物価高騰の中で困っておられる生活者、事業者には本来は充てるべきじゃないの。大治町も事業者といえば事業者ですが、大治町をなぜ優先させるのと。他の市町村聞きましたけど、私そういうのは余り同様の例を聞いておりません。だからそこまで大治町、一般財源が足らなくてやっているのかと。この財政状況がわかるのは総務部また財政課しかないんで、そこまで困っているのか。そこまで困っているんだったらやっぱり財政破綻しちゃ困るんで賛成せざるを得ませんが、そうでない状況ならば当然もっと困っている給食費の補助についてももう少し多くするのか、それが必要だと思うんです。ただ大治町が財政で本当に困っているそこまで、だったらそれはそれで議員として大治町、財政的に破綻させるわけにいかないんで、それはあります。そこから辺きちっと答えてほしい。本当に財政困っているのか。そうじゃないと正しい議員としての行動がとれないんで、わかるのはこれはもう総務部か、財政課しかないんで

ちっとした答弁をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時11分 休憩

午後2時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（大西英樹君）

財政状況でございますが、先ほど答弁いたしましたとおりですね。財政状況に余裕があるわけではないんですね。そのために私どもはいろんな事業を行う上で、私いつも申し上げておりますが、いろんな補助金を活用しながら、起債を活用しながら、町民サービスが低下しないようになるべく維持してやっていきたいというふうにやっているものでございます。今回、御指摘いただいている公共施設の光熱水費につきましては、町民の皆様が使っていただく施設に限定しております。本来は、いろんな価格転嫁というものもあるかと思いますが、そこはやはり今の価格で抑えながら、経費をこういった補助金を使ってやっていきたい、そういうあらわれでございますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○11番（吉原経夫君）

3回目ですが、今、総務部長答弁いただきましたが光熱水費において、当然令和3年と令和6年、差がある。増えた分は国は認めると言っております。ただ町民が主に使う施設、役場はだめで当然のことで国が認めている範囲で出して、言うことはわかります。ただそれが本当の、本来の在り方なのか。やっぱり物価高騰で困っている生活者の方、民間事業者の方、多々ある中で大治町、一般財源で一応やってこれたわけで、その分をなんで財源更正して国が認めたとしてもそれで一般財源に戻しちゃう、なぜそこまでやるのかと。これやっぱり一般財源、困っている逼迫しているとそう考えるのが普通なんです。そうじゃなきゃこんなことやってもらっちゃ困るんです。もっと困っている町民の方、生活者の方、事業者の方に対する事業をやらないで大治町が一般財源でやってきたのを持ってっちゃうわけでしょ一般財源に。形的にはね。ですから本当はどっちなんだと。本当に逼迫しているのかと。逼迫しているならそれはそれで大治町財政破綻してもらおうと困るもので、議員としては賛成せざるを得ませんが、そうじゃない状況だったら困っている町民の方、事業者が幾らでもいるわけだから、そっちに対してやるべきなんですよ。それはどちらなんだと。これだって、総務課と財政課しか答えられないという理由がわからないんですよ。そういう資料がないから。だから今の場で答えてくれと

言っているんです。それはお願いしたいと思うんです。最後の質問ですがお願いします。

○総務部長（大西英樹）

繰り返しの部分もあるかと思いますが、今回提案させていただいているのは5年度で使いきれなかった分なんです。この金額については、その残額によって6年度にどれだけの事業ができるかというのは精査一応してまいりました。例えば過去にありました商品券とかそういったものも検討はしたんですが、残った繰り越した残額がですね、そういった事業がなかなかできなかったというところもございます。議員がおっしゃるような町民向けの経済対策、これは令和6年度にもやるべきだとは思いますが、補助金の交付決定が6年か7年に入ってから交付決定が来て6年度には使いきれないということがありますのでこれは7年度に事業を起こしてやっていきたいと、そういうものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金……

○議長（松本英隆君）

ページ数いいですか。

○1 番（池田耕介君）

ごめんなさい。歳出の先ほどのコミュニティセンター費12ページ、また16ページ、事務局費、公民館費、体育施設費のところの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使い道について先ほど他の議員からも質問がありました。令和7年に入ってから交付決定がという御説明がありましたが、低所得世帯支援枠は交付決定前から事業ができると自分は理解しているんですけども、こちらの推奨事業メニューのほうは決定をしてから事業を考えるっていう認識でよろしいでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

ちょっと答弁の訂正をさせていただきたいんですが、私は年明けてからという話で国の通知の日付自体は12月の、6年の12月17日でしたので大変申し訳ない、訂正させていただきます。

年明けてどういった事業をやっていこうかというところでございますが、我々自治体の会計年度は6年度で計上すると基本的には年度末に使い切らなきゃいけないということがございますので、今さまざまな先の議員の皆様にもお話ありましたように、町民、事業者、いろんな施策が打てるだろうというところで各部局で精査をしているところです。そういった精査ができれば予算計上しようとは思っておりますけれども、中身的には今回の事業推進メニューはきちっと事業計画を出してそれから事業に入っていくとい

うものでございます。といいますのは自治体によって使い方が違いますので国に申請をする。議員おっしゃっているような低所得のやつですね、国策で制度が固まっておりますので、それはもう動き出してもいいと、そういう理解をしております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。ページ数17ページの学校教育総務事務費に学校給食費に充てるというふうに伺いましたけれども、1食幾らの値でずっと補助金を出されるのでしょうか。

○企画政策課長（横井宗宣君）

エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て支援のため物価高騰分、1食当たり20円こちらのほうに充当させていただきます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。12ページ13ページ、財政調整基金についてお伺いをさせていただきます。まず、この9869万3000円の財政調整基金への積み立てにおいて、まずこの時期において積み立てる理由、そして積立額についての概要について教えていただきたいです。

○財政課長（富田伸司君）

財政調整基金の積立金でございます。この補正予算をお認めいただければ現在高見込といたしまして10億、予算ベースとなりますが10億2191万5804円となります。この時期に積み立てた理由でございますが、地方財政法ですね。第7条にあります実質収支の2分の1以上を翌々年度積まなければならないとあるんですねけれども、今年度中に積んでおきたいというのもございまして、今回積むことによりましてその2分の1を超えることができるというものがございまして今回積ませていただいたものです。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。12ページ、13ページの八ツ屋防災コミュニティセンター運営費、砂子東部防災ふれあいセンター運営費、西條防災コミュニティセンター運営費及び16ページ、17ページの学校教育総務事務費、公民館施設管理費、スポーツセンター管理運営費、これの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）の充実に伴う財源更正に反対をいたします。

なぜならば、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は物価高騰の中で困っておられる町民、生活者、民間事業者に対する支援が本来の目的でございます。一般財源でこの事業組まれていてそれを今回財源更正することによって一般財源に戻す。新たに何かやるわけではないことでございます。何回も質問させていただきましたが、大治町そこまで財政に逼迫しているんだったら議員として賛成せざるを得ませんが、そういうようなことまでは言われなかった。まだまだ余裕があるのかなと。そこら辺ははっきりとした答弁をもらえなかったんで、そこは私が思っているところでございますが、当然困っている町民の生活者、民間事業者のために事業を行うお金を一般財源で、一般財源に入れたらなんでも使えるんで、そういう目的と離れることになると思いますので、これはこの部分に関して断固反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

賛成の人はいないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号大治町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第2号大治町企業版ふるさと納税基金条例の制定について。

大治町企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。令和7年2月13日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町デジタル田園都市構想総合戦略を推進するための事業に要する経費の財源を確保するため、必要な事項を定めるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。この基金条例に定める第1条「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）」ことで、こちらについて大治町が今後行うべき事業の寄附、この基金の適用対象となるもの、具体的にありましたらそういったものについて具体例を教えてくださいたいです。また、こちら今回2月の臨時議会にてこのような条例が急ぎで上げられているということですが、こちらの企業、基金に対して寄附採納があるような予定なんかがあるのかそういったところについて教えてくださいたいです。

○総務部長（大西英樹君）

まず、どのような事業に充てるのかと具体的なということでございます。議案説明にもさせていただきましたが、大治町は国から認定された地域再生計画というものがございます。こちらにつきましては大治町デジタル田園都市国家総合戦略推進計画に基づいた事業というふうになっておりますけれども、その事業の中では大きく分けて5つの事業になっております。1つずつ申し上げますと、まず1つ目は出産・子育てがしやすいまちをつくる事業ということで、具体的な事業はこの再生計画のほうに幾つか挙がっておりますけれども、まず幾つか申し上げますと例えば母子保健事業、こども家庭センター事業、保育所運営事業、子どもの居場所確保事業、ヤングケアラー事業、母子健康アプリの導入事業、そういったことが書かれております。

2つ目としては安全安心な暮らしを守るまちづくり事業というところで、具体的な事業としては河川維持管理であったり、雨水排水対策、もろもろこういった防犯・防災の

事業が上がっております。

3つ目としましては豊かな魅力にあふれるまちをつくる事業といたしまして、健康面のところが主なところではありますが、がん検診であったり自殺対策、歯科・保健・栄養・食生活の啓発等々上がっております。

4つ目といたしましては、一人一人が主役となって輝くまちをつくる事業といたしまして、具体的には、多世代交流事業であったり、社会福祉協議会の運営事業、福祉の相談支援事業、等々が上がっております。

最後に5つ目ですが、人と流れを安定した雇用をつくるまちをつくる事業といたしまして都市計画道路、道路の維持修繕、農業関係、こういったところが上がっておるところでございます。

今回この時期に条例の提案をさせていただいた理由としましては、この企業版ふるさと納税をいただくと、本来はその寄附者が今年度に、3月までには寄附をしたいというお話をいただきました。そうしますと我々自治体は3月にお金を入れますと、3月中は年度内使わなきゃいけないという、そういう縛りがございますので、それを翌年度以降使えるようにしていきたいということで、この基金の条例を上げさせていただきました。ただ、この基金は先ほど申し上げました地域再生事業、計画の事業ということで国の認可を得ている事業でございますので積み立てする、基金に積み立てるということも、国の認可があるものでございます。それに、おおむね1カ月ぐらい要するというので、大変恐縮でございますが今回の臨時議会で上げさせていただいて、お認めをいただいたら国のほうに許可をもらうための申請をしていきたいと思っております。また、寄附の相手でございますが、大治町に工場があります、フタムラ化学の予定で、このものにつきましては、補正予算につきましては3月の定例会で補正予算として上げていただきたいと考えています。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

続きましてその基金について、積み立てに関しましては国に関しての承認がいるということでひと月くらいかかるであろうということですが、こちらについて基金からの取り崩しに対しては、そのような承認事項例は承認事項があるのか、また今回について基金に積み立てますと、使用する期限というものがうたわれなくなる。現金でいただきますと先ほどお伝えいただいたように年度内での何かしらの事業化が必要になってくるということですが、基金になりますとそのようなものが少し薄れる部分がございますので、これを有効に活用していくというふうな形では、この条例内では見当たらない部分がありますので、活用についてどのような実際に考え方があるのか、考えについて伺いたい

と思います。

○総務部長（大西英樹君）

まず基金を取り崩す際の承認でございますが、どちらにしても基金から取り崩すにしても、そのまま使うにしても、こういった事業に充てるのかというのは、いただいた寄附の中で、その用途については国のほうにきちっと申請をする必要があります。許可をいただけないと使えないということでございます。それから期限につきましては、一応国の考え方、通知はいつまでにつてことはないんですが、やはり寄附の目的からしますと速やかになんかということをお願いしておりますので、我々としては来年度のどこかで、そういった充当の予算措置をしていきたいと考えております。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。今までふるさと納税、個人の方からいただいた場合、補正予算とか予算に上げていって、当該年度で使っていく場合がほとんど、というかそれだけだったような気がしまして、今回企業版ふるさと納税、当該年度で使いながら基金をつくるという考えもわかるんですが、今まで企業版ふるさと納税っていうのは大治町あったんでしょうか。

○企画政策課長（横井宗宣君）

企業版ふるさと納税につきましては、今年度から受け入れるとスタートしておりますが、令和6年の7月に1件、企業からの申出がありまして受け付けております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

令和6年7月に受け付けたに関しては基金ができてないですから、基金にできないから当該年度に使わなきゃいけないんですが、そういう補正予算ちょっと私見落としていたかもしれません、補正予算上がってきたんでしょうか。

○企画政策課長（横井宗宣君）

先ほどちょっとお話ししましたが、夏に受け付けました。寄附につきましては、こども家庭センターの備品購入のほうに充てさせていただいております。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

一般財源でやっているのを寄附だと当然、財源更正なり何か、何もしでちょっとそのセンターですね、予算で通っていることですが、財源更正が変わればそこは財源更正とかなきゃいけないと思うんですが、そんな今初めて聞いたんですが、そこら辺はしなくていいんですか。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、今回のこの今上がっているやつと、あなたが今質問しているという内容、それっていうのは代替に当たるんだけど、どういうふうに答えてもらう。それって今の話だと財源が違うよっていう。

○11番（吉原経夫君）

財源更正しなきゃいかん。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時36分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

休憩をいただきまして大変ありがとうございます。少し記憶を呼び起こしまして、令和6年の9月の議会で歳入で、企業版ふるさと納税寄附金100万円というものを計上させていただいております。これ、先ほど答弁いたしましたことも家庭センターの備品に充てさせていただいておるんですが、これは令和5年度、歳出備品の歳出の予算は令和5年度に計上させていただいて、それを令和6年度に繰り越した予算でございます。繰り越したお金に、令和5年度から繰り越した予算に、令和6年度の歳入を充てるのが規則上できないものですから、議案の説明のときに充てさせていただくという説明はさせていただいて、この予算の措置上、財源更正というその行為ができないということでございますので、そのような説明をさせていただいたかと思っておりますので、今すぐ答弁できなくて大変申し訳ありませんがそういうことでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和7年2月大治町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時43分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 本 英 隆

署名議員 池 田 耕 助

署名議員 八 神 太 紀